

「生命工学・生命倫理と法政策」プロジェクト

Invitation
to
Science

サイエンスへの
招待

表題のプロジェクトが日本学術振興会から
学術創成研究費を得て始まったのは、2002年のことである。
生命工学や生命倫理に関する論点が21世紀における
最大の課題の1つとして意識されながら、
その学際的な性格のために、法学からも医学からも
アプローチの不十分な現状に鑑み、
東大法学部スタッフが医学部など医療関係者の協力を得て
5カ年のプロジェクトを立ち上げたものである。

樋口範雄 / 文

大学院法学政治学研究科 教授

<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/>



シンポジウム「法曹倫理と生命倫理」、2004年12月、日米の学者、医師、裁判官等で2つの専門職の倫理を比較検討した



東京大学学術創成プロジェクト「生命工学・生命倫理と法政策」樋口範雄・土屋裕子編著『生命倫理と法』（弘文堂・2005年）

目 標は3点。まず学際的なネットワークの構築。具体的には、学問や大学の枠を超えたメンバーで研究会を複数立ち上げ、その議論の様態を成果として雑誌に公表しかつ出版すること。それらの活動を通して、とりわけ若手研究者や実務家にこの分野の意義と重要性を伝えること。第2に、課題自体が国境を越える性格であるため海外の研究者との連携を深めること。そのためのワークショップ等の開催と、海外でのセミナーへの若手研究者の派遣。第3として、新発足する法科大学院において利用可能な教材を作成し、未来の法曹にこの分野のさまざまな課題を検討する機会を提供すること。

具体的な活動内容は、ホームページ (<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/biolaw/>)

を閲覧いただきたい。幸い、中間審査でもAランクの評価を得て今年目を迎えたところである。すでに、法科大学院の教材として「ケースブック・生命倫理と法」(有斐閣)を上梓し、昨年度は東大その他の法科大学院でそれが利用されている。数多くのシンポジウムの成果も「生命倫理と法」(弘文堂)として刊行された。さらに、生命工学についても雑誌ジュリスト誌上で研究会の成果を連載中である。海外との関係でも、イギリス、オーストラリア、韓国、アメリカ、ドイツなどの学者を招聘し、シンポジウムや集中講義の形でともに学び合う機会を作った。メルボルン大学法学部の場を借りて、豪・米・日の研究者のワークショップ

を主催することも行った。

これらの活動を通して私たちが学びつつあることは、「学際的」という言葉の真の意味である。それは、一面できわめて楽しい作業であり、他面では法的な思考の狭さや限界を如実に示す。たとえば、不治の遺伝病の患者が家族にそのことを知らせてもらいたくないと言うとき医師はどうすればよいか。医師は一方で明確な法のルールがあればよいと願いつつ、法的な論理による思考方法に違和感や拒否感を示した。専門を超えた対話の重要性を実感として知り、そこから前進する拠点を作ることこそがまさに必要である。